

保険料振替日のご案内

8月保険料の口座振替日は **8/28(水)** です。忘れずにね!
口座振替日の前日までに指定口座へ入金をお願いします。
保険料の額は「国民健康保険料のお知らせ」でご確認ください。



6月19日 理事会・監事会(板金会館)
6月24日 国保組合東京協議会(オンライン)
田中事務局長

全板国保日誌



各種のお知らせ

接骨院・整骨院は保険証が使える場合と使えない場合があります



保険証が使える場合

自己負担3割(または2割)

- ・骨折・脱臼(医師の同意が必要)
- ・捻挫・打撲等の外傷性の負傷(寝違えた、転倒して腰を打った、重いものを持って腕、背中を痛めた)等



保険証が使えない場合

全額自己負担

- ・スポーツ等による筋肉痛
- ・慢性的な要因からくる肩こりや腰痛等
- ・病気による痛みや凝り(神経痛・ヘルニア等)



施術を受けるときの注意事項

- ・負傷原因を正確に伝えましょう
- ・同一の負傷について医療機関での治療と重複はできません
- ・療養費支給申請書には内容をよく確認して、自筆で署名しましょう



全板国保では接骨院・整骨院で施術を受けられた方に施術内容を文書にてお尋ねする場合があります。お尋ね文書が届きましたら、ご自身で回答書に記入してご返送ください。
みなさんに納めていただいた保険料を適切に利用するために、ご理解・ご協力をお願いいたします。

全板国保ご加入の個人事業主の方へ

事業所を個人から法人へ変更するとき

Q. 全板国保の加入を継続できますか?

A. 継続できます!

年金事務所にて健康保険の適用除外承認を受けることにより、適法に社会保険(医療保険)に加入していることとなります。
※法人化した日から14日以内に「健康保険被保険者適用除外承認申請」が必要です。(ただし、厚生年金保険の手続きは5日以内)。また、従業員が常時5人以上となった場合も同様です。

ポイント 健康保険の適用除外承認を受ければ、全板国保に残ることができます!



詳しくは支部へお問い合わせください。業態変更後の全板国保への届出に関しては、ホームページの「その他の届出」をご覧ください!



「その他の届出」

【事業所の業態別加入すべき医療保険】

■分は「健康保険被保険者適用除外承認申請」が必要です

事業所の業態	従業員数	医療保険
法人	人数関係なし	*協会けんぽ または *健康保険適用除外承認を受けた国民健康保険組合
	常時5人以上	*協会けんぽ または *健康保険適用除外承認を受けた国民健康保険組合
個人	5人未満	*国民健康保険 または *国民健康保険組合

食中毒に気を付けましょう!



農林水産省ホームページ

食中毒予防の3原則! 食中毒菌をやっつける!

つけない! しっかり手洗い

ふやさない! 適切な温度管理

やっつける!

中心部までしっかり焼きましょう!



調理器具の使い分け



- 生鮮食品を買ったらすぐ冷蔵庫へ
- 長時間室温に放置しない
- カレーは鍋ごと冷水につける
- 早く冷えるよう小分けに!



全板国保ホームページで毎月更新中!

ここから読めます→



健康情報

「がん予防マニュアル」8月のテーマは

- 消化器のがん「肝臓がん・すい臓がん・胆道がん」
- 泌尿器のがん「前立腺がん・腎臓がん」

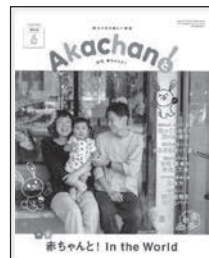
ぜひお読みください!



ご出産されたご家庭へプレゼント!

～ご出産されたご家庭に、育児冊子と記念品をお贈りします～

★リニューアルした育児冊子をつプレゼント! 嬉しい育児情報がいっぱい!



↑0歳は毎月送付



↑1歳を過ぎたらこちら。3歳まで3ヵ月毎に送付。



※年に1回対象年齢の別冊が付きます!

★記念品のお申し込み方法

※初回の育児冊子に同封されたハガキでお申し込みください

A



B



～ AかBをお選びいただけます～

★出産育児一時金の申請があった方にお送りします。
★ご不明な点は支部へお問い合わせ下さい。

